

No.	事業名	概要（紹介文）	対象者	補助対象経費	補助率	備考	申請・公募時期 〔令和6年8月1日現在〕	市担当
1	さかたでアグリ支援事業	新規就農者に対し、就農に必要な農地の借上げや資材購入などの経費に補助金を交付し、本市への就農促進と定着を図ります。	①認定新規就農者（青年等就農計画の認定を受けた者） ②親元就農者（三等親以内の親族が経営する農業に従事し、自ら経営していない者）	①農地借上料、資材等購入費、機械等借上料 ②農地借上料1万円/10a	定額	①経営開始後12月以内 ②農業従事開始後12月以内	随時（予算の範囲内）	担い手支援係
2	新規就農者育成総合対策事業 （経営発展支援事業）	次世代の農業を担う農業者となることを志向するものに対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取り組みを支援します。	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者	機械・施設等の導入経費	国1/2、県1/4、本人1/4	○独立・自営就農であり、就農時の年齢が、原則50歳未満であること ○独立・自営就農5年後には農業で生計維持が可能な計画を策定すること ○人・農地プランへ中心経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実であること	随時（予算の範囲内）	担い手支援係
3	新規就農者育成総合対策事業 （経営開始資金）	次世代の農業を担う農業者となることを志向するものに対し、就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付します。	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者	就農直後の経営確立に資する資金	国10/10	○独立・自営就農であり、就農時の年齢が、原則50歳未満であること ○独立・自営就農5年後には農業で生計維持が可能な計画を策定すること ○人・農地プランへ中心経営体として位置付けられていること、又は位置付けられることが確実であること ○生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと	随時（予算の範囲内）	担い手支援係
4	農地利用効率化等支援交付金事業	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者	機械・施設等の導入経費	国3/10	○融資を活用して農業用機械等の導入を行うこと ○成果目標を設定し、生産の効率化の取組等を行うこと ○事業費（導入する農業用機械等の価格）が整備内容ごとに50万円以上であること	令和6年度要望調査は終了しました。 令和7年度要望調査は令和7年2月に実施予定です。	担い手支援係
5	スマート農業推進事業	ほ場に係るリモートセンシングの活用、土壌分析を支援し、スマート農業の推進を図ります。	①認定農業者 ②人・農地プランの中心経営体 ③3戸以上の農業者団体	リモートセンシング、土壌診断に要する経費	定額（リモートセンシングの活用は10アール当たり4千円、土壌診断のみは1ほ場当たり2千円を上限とする）	土壌分析については、pH、CECを検査するものを基本とすること	随時（予算の範囲内）	生産振興係
6	食育交流活動サポーター助成金	認可保育所、認定こども園及び小中学校で食育交流活動に取り組む農業者個人や民間団体等を支援します。	市内に本社、事業所又は住所を置く農業者個人又は民間団体等	—	事業実施1件につき5,000円	○同一の保育所や学校等につき同一年度で1回まで ○同一の申請者につき同一年度で3回まで	随時（予算の範囲内）	総合農政係
7	農産物販路・消費拡大支援事業費補助金	農産物の消費・販路拡大を図るため、庄内圏域外における農業者主体の販売活動の実施団体に対し支援します。	市内に住所を置く2戸以上の農業者等で構成する農業者団体、農業法人又は市長が特に認める団体	人件費を除いた事業実施に係る経費（旅費、消耗品費、出展料など）	補助対象経費の合計額の1/2 （1,000円未満の端数は切り捨て）	①市場開拓活動コース：庄内圏域外で行われる商談会等へ参加し、市場でのニーズ調査などを実施する事業（販売活動は含まないものとする。）（補助上限額15万円） ②消費拡大活動コース：庄内圏域外にて農産物の販売・PRを実施する事業（補助上限額10万円） ※いずれのコースも、事業実施年度において、1事業実施主体1申請まで。	随時（予算の範囲内）	総合農政係